

戦時労働市場に関する研究

三好正巳

目次

一、開 題

二、戦時体制下労働市場の規定要因

1 生産力の一般的停滞下の合理化と労働市場

2 産業再編成と雇用形態

3 戦時失業構造と労働市場

三、戦時体制下労働市場の諸機構

1 物資動員計画と経済統制

2 労働力政策とダイリユーション

四、結 語

一 開 題

われわれが、これまで追求してきた課題は、国家独占資本主義体制下での社会政策の変質、労働者保護政策の労働力政策への矮小化・包摂過程を明らかにすることであった。しかしこの課題は、国家独占資本主義社会政策の特徴を明らかにすることよりも、むしろ資本主義の危機体制としての国家独占資本主義成立過程での社会政策

戦時労働市場に関する研究（三好）

一〇三（四五九）

の転落の問題であり、同時にそれは国家独占資本主義における社会保障体系の展開基盤の整備の問題でもあった。本稿とは別個の課題になるが、第二次世界大戦後の日本資本主義における急速な社会保障体系の展開は、この戦時下の労働力政策の展開なしには考えられないし、したがって国家独占資本主義論としては、第二次世界大戦後の日本資本主義は社会政策とよりも社会保障体系とのかかわりで論じられねばならないということになる。

これまでのこうした課題の分析において明らかになった問題は、第一に日本資本主義の賃労働関係一般を規定するという意味での賃労働関係基底としての農村過剰人口の存在形態とそれに規定される労働形態を、第二に、そうした賃労働関係の基底の上に展開する産業構造の諸階梯に成立する賃労働関係の諸形態の体系（＝生産関係体系）、第三にこの生産関係体系の成立は労働力の生産過程への吸引と反発の過程において可能であるということであった。また以上のことから、賃労働関係論として重要なことは、生産力体系に即応した生産関係の具体的諸形態（体系）ではなく、そのような生産関係体系の成立が生産過程での労働力の吸引と反発の総体としての過程を随伴するなかで行なわれるということである。そして、労働力の流動や過不足もこの労働力の吸引・反発過程の総体としての問題であり、したがって労働市場の形成も、またかかる過程の総体にかかわるものとして理解されるべきであろう。

そのようにして成立する労働市場を規定するものは、したがって資本主義の生産力の発展段階ではなくて資本蓄積（形態）である。なぜなら、生産力の発展段階に対応する労働力の吸引と反発とからは、資本主義の全般的危機下における合理化——生産力の問題としては生産力の一般的停滞下の合理化——としての労働力の吸引と反発の特質を明らかにしえないからである。それに反して、資本蓄積は生産力の物的発展と即応するものではなく、

資本の生産力としてはその物的發展の停滯にもかかわらず、それに相應する蓄積形態をもちうる。すなわち、資本蓄積では必ずしも資本の有機的組成が高度化する過程としてだけあるものではなく、時として資本の有機的組成の逆転するなかで、資本の生産力の再編成過程として進行することもありうる。もちろん、このような過程としての資本蓄積は、労働力価値の低下と他方で国家機構による剰余価値生産と利潤再分配の保証において成立するものであり、戦時日本国家独占資本主義はこれらのことをきわめて明白に証明しているのである。

かかることにおいて、労働市場は資本蓄積の全過程における労働力の吸引と反発の総体として成立し、それゆえに労働市場は資本蓄積に規定されつつ、労働力の吸引と反発の総体においてこの資本蓄積を支えているものであるといえよう。その意味では商品（労働力）循環の問題ではなく、資本の循環に内包されたものとしての労働力（商品）の循環の問題であるとするべきであろう。この点については労働力の再生産をどう理解するか、とりわけ『資本論』第二巻第一篇「資本の諸変態とそれらの循環」の理解にかかわるものとして、本稿の続編となる「現代労働市場論」批判として詳説するであろう。

そこで小稿では、戦時日本資本主義における蓄積を支えるものとしての労働市場にたいする国家統制としての戦時国家独占資本主義労働市場の特質を明らかにすることによって、現代労働市場論批判の視角を設定することを意図するものである。

二 戦時体制下労働市場の規定要因

1 生産力の一般的停滯下の合理化と労働市場

第一次世界大戦後の日本資本主義をおそった一連の恐慌過程は、産業合理化問題をひきおこした。しかし、そこでの合理化は、資本主義が全般的危機段階に入り、そこでの経済ブロック化とその対立激化によりもたらされた経済軍事化のなかで、物的生産力の一般的停滞がおこり、合理化もそのような過程におけるものとしての特異な形態をもってあらわれた。かかる合理化は、日本資本主義の脆弱性を反映し、戦時経済の一層進行する過程で自らを破産せしめ、したがって戦時生産を崩壊せしめることともなった。

日本資本主義の脆弱性を反映したこの時期の合理化は、その過程において労働者の技術性をそのような労働者の実働率が生産力の基幹をなすことを実証することによって確定し、したがって熟練労働力をその労働過程において析出した。⁽²⁾日本資本主義のこの段階においては、かかる熟練労働者の析出は労働力編成の質的向上過程としてあらわれたが、戦争への突入によってこの労働力編成の質は逆転させられることになった。この労働力編成の質的变化過程に伴伴する労働力の吸引と反発こそが労働市場を形成するとともにその内容を規定するのである。しかしながら、そのような過程での労働力流動とその流動構造それ自体が問題なのではない。むしろ、戦時日本資本主義の資本蓄積を支えるものとしての意味こそが問題なのである。すなわち、戦時日本資本主義の生産崩壊過程での財閥・独占大資本への生産集積を支えるものとしての労働力の吸引と反発とが問題であり、これが戦時労働市場の主要な役割である。そこでこれらの問題を、戦時体制下日本資本主義の若干の分析とかわからしめることにより明らかにしておく。

当時の日本資本主義の再生産構造における基幹部分をなす石炭鉱業において、その石炭採掘の全労働過程の中核は採炭過程である。なかでも「炭層を切り崩し、運搬用具、機械を之に投入する採炭夫、特に先山採炭夫の労働

第1表 雇入坑夫前職職別変化表 (%)

前職別 年次別	農 業	商 業	日 傭 人 夫	職 工	炭			其 他
					大 炭	中 炭	小 炭	
昭和12年 4月	45	5	6	6	15	10	8	5
" 10月	43	3	4	3	16	10	7	14
昭和13年 4月	43	4	5	2	19	6	8	13
" 10月	35	4	7	3	25	8	7	11
昭和14年 4月	52	3	5	2	16	6	6	11
" 10月	58	4	7	2	10	2	2	15
昭和15年 4月	55	11	10	1	12	4	3	4
" 6月	50	14	10	0	13	7	2	4

第2表 某鉱業所雇入労働前職別変化表 (%)

前職別 年次別	農 業	鉱 業	工 業	商 業	其他 ¹⁾
昭和14年10月在籍 者中13年以前採用	49	13	19	4	15
14年7~12月	42	13	20	11	14
15年 11月	31	10	4	6	49
" 12月	38	5	4	4	49
15年平均	35	10	6	5	44

- 備考 1) その他とは漁・林・交通業、自営手工業、日傭労働者など。
 2) 森耕二郎「労働者移動問題—九州地方を中心として—」(日本学術振興会『時局と社会政策』(1)日本評論社、昭和16年) 429—43頁。

働が全労働過程の頂点に立つ⁽⁴⁾のである。この採炭先山を軸とする労働編成は、第一次世界大戦後の諸恐慌の過程で導入された総括式長壁法による集約採炭方式において、採炭夫の技術性(「熟練」をきわだたせた。それは石炭鉱業における生産技術の発展による一先の労働者数の増大(「協業の発展」)の中での先山・後山・支柱夫・雑役などの比率の変化(「労働力編成の質的向上」)の過程においておこったものである。またこのような集約作業での熟練労働者としての採炭夫の出現は、在来の監督労働下の低能率筋肉労働にとつてかわるものとして、外地型の植民地労働から集約農業国の内地労働への転換において可能であった⁽⁵⁾。このような労働力による集約採炭過程で、熟練労働者としての採炭先山の技術性が確立したことはそれが機械化の前段階に達したことを

しめすものである。

しかし、この採炭先山の技術性すらが、日本資本主義の過小農制とそこでの集約労働を基底とするものであったし、それゆえに準戦時体制下の軍事経済拡張過程であられた熟練労働力不足は、わが国石炭鉱業の機械化を促すことよりも、なお同じく集約労働の新しい基盤を求めるところを結果したのである。労務統制による総動員体制は、かかる集約労働の新しい基盤にたいする国家権力による保証であり、そのようなものとしての戦時失業体系の成立がみられる。この点は後述する。

準戦時体制下での石炭労働者の供給源は農村であった。それが戦時体制に近づくにつれて商業、日傭人夫の比率が増加していった。（第一・二表）

戦時体制下の国内石炭増産は、生産力の一般的停滞のもとで採炭切羽の増設と労働力の大量投入による以外に方法はなかった。しかもかかる外延的生産拡大過程での戦時応召者の増加と労働力移動の激化による定着坑夫層の蚕食⁽⁶⁾による熟練労働力不足の拡大は、この熟練坑夫の不足を不熟練坑夫で代替するにあたって、労働力編成の軸となる熟練坑夫の不足による労働組織の弱体化とそれともなう生産力減退とがより一層の労働力需要を結果した。またかかる未経験・不熟練労働者の増大による生産の停滞のなかで、日本資本主義の脆弱性を反映する集約労働体系が破産し、戦時生産の崩壊をもたらした。この戦時生産崩壊のなかで基幹産業での労働者数の絶対的増加がみられる。炭鉱労働者の戦時下での急速な拡大は、まさにこのことの指標となるであろう（第三表）。

石炭鉱業は、もともと熟練坑夫の巧みな指揮下での組作業運営によって採炭率を上昇させてきていたので、不熟練坑夫の増加によっては先山坑夫不足を補填しうるものとはなりえなかった。⁽⁷⁾ また熟練坑夫不足による作業組

第3表 石炭労働者数推移

	月末現在労働者数	同上割合
昭和12年(1937)6月	222,696人	100.0
昭和16年(1941)12月	341,468	153.3
	(うち朝鮮人労働者41,566)	
昭和17年(1942)6月	352,848	158.4
昭和18年(1943)6月	378,380	169.9
昭和19年(1944)6月	403,575	181.2
昭和20年(1945)3月	412,241	185.1
	(うち朝鮮人労働者135,751)	
	中国人労働者 9,651	
	捕虜 7,362	

備考 1) 日本石炭鉱業会および石炭統制会調べ
 2) 大原社会問題研究所編『太平洋戦争下の労働者状態』昭和39年、44頁より作成

織の破壊が出炭量を減少させたことによって、当時請負賃銀制が採用されていたことから採炭先山など熟練坑夫の手取賃銀が減少し、このことが熟練坑夫の退坑と移動をもたらし⁸⁾た。この熟練坑夫の定着性の弱さや稼働率の悪さとして、熟練労働力不足は問題になったのである。

機械化の停滞と熟練労働力不足のもとでの戦時体制下合理化の不熟練労働力の大量投入・利用による労働力編成の質的逆転としての進行は、それに対応する労働形態の特質としてそれまでの集約労働から強制労働(全般的労働義務制)への移行をなさしめた。すなわち、かかる戦時下合理化が、(1)採炭先山など熟練労働者中心の賃銀(支払)体系の変更をもたらし、(2)大量需要をまかなうために不熟練労働力の給源を植民地労働力や劣質・未経験労働力に求めねばならなかったこと、(3)強制労働を維持

するため天皇制国家権力によってつくりだされた協同的労使関係の擬制¹⁰⁾などにおいて、日本資本主義の脆弱性の破壊は明らかとなった。しかも、このようにして集約労働から強制労働への移行を強権的に保証しつつ、よってひきおこされた戦時生産の崩壊のなかでの資本蓄積としては労働力の独占的確保が国家の利潤保障機構とのかかわりでは重要な位置をしめる。そしてこのような機構において財閥支配は強化され、戦時国家独占資本主義体制

が完成してゆくのである。戦時労働市場とはまさにそのような体制の問題として存在するのであり、したがって戦時労働市場は戦時体制下合理化とのかかわりで解明されねばならないであろう。

- (1) 日本資本主義の脆弱性の指標として
- (1) 半封建的土地所有に規定された農業部門での賃労働関係とそこでの労働形態に規定された賃労働関係と労働形態の一般的性格。
- (2) かかる賃労働関係における集約労働になられた生産力体系としての産業構造の後進性。
- (3) 軍需経済体制としての跋行的生産力体系とその生産力支配・統制体系としての天皇制国家権力と財閥資本との癒着体制をあげようであろう。
- (2) 石炭産業における採炭夫を例にとれば、それは残柱式から総括式長壁法への発展と、そこでの集約採炭および作業の集約化とにおいて採炭夫の技術性が問題になるにいたった。同時にかかる熟練坑夫としての採炭先山の形成は、半封建的土地所有制における過小農的集約労働を土壤としつつ、さらにそのような労働形態に対応する一種の「連合共同計算制」としての請負賃銀制度——それは熟練工を軸とする労働体系（補助工体系）における分配制度——に関連するものである。
- (3) 炭鉱労働力の職種構成をみると、大正九年と昭和八年とを比較すると、熟練労働力たる後山、雑夫、運搬夫の比率は減少し、機械夫、工作夫比率が増加しており、それにもない採炭夫、支柱夫は構成比率の上昇のほかに労働力としての質的向上があったようである（岩城功「石炭鉱業に於ける生産性と労力問題」『社会政策時報』第二五八号、三七六頁）。さらにこのことは女子坑夫の減少を顕著なものとし、こうして労働力編成の質的向上が結果したのである（第四表）。
- (4) 柳瀬徹也『我国中小炭鉱業の従属形態』昭和一九年、伊藤書店、二九頁。
- (5) 前掲、岩城功「石炭鉱業に於ける生産性と労力問題」三七二頁。
- (6) 鉱山労働力は、もともと他産業に比して移動性の高いものであるが、まず移動においては季節、渡り坑夫の移動が高まり、この移動坑夫の急速な循環がその過程で生みだす定着坑夫層を序々に蚕食してゆき、またこうした過程は昭和一五年以降に急速に進行したといわれる（協定会『戦時労働事情』昭和一九年、八一頁）。
- (7) 熟練坑夫不足が現場で如何に作業を混乱させていたかについて、現場の意見では「先山坑夫の不足は切実に感じてゐる。切羽の迫込みにかかる時、腕利きの先山が氣息を揃へてこれにからねばならぬのに未経験者許りが現場でウロウロして居たので

第4表 鉱夫労働力構成両年度対比表

坑内夫	大正九年	採炭夫	支柱夫	後山	運搬夫	機械夫	工作夫	雑夫	計
		男女計	92,582 7,076 99,658	23,554 4,062 27,616	27,438 48,954 76,392	15,081 1,055 16,136	6,445 21 6,466	3,657 21 6,466	14,638 5,121 19,850
坑外夫	昭和八年	採炭夫	選炭夫	運搬夫	機械夫	工作夫	雑夫	計	総計
		男女計	48 34 77	3,941 18,084 23,025	14,050 928 14,978	12,810 89 12,899	11,029 58 11,087	21,735 9,281 31,016	64,608 28,474 93,082
坑内夫	昭和八年	採炭夫	選炭夫	運搬夫	機械夫	工作夫	雑夫	計	総計
		男女計	49 — 49	2,220 7,161 9,381	6,570 267 6,837	5,939 — 5,939	6,590 2 6,592	7,788 2,007 9,795	29,156 9,437 38,593

備考 岩城功「石炭鉱業に於ける生産性と労力問題」『社会政策時報』第258号, 376頁より。

戦時労働市場に関する研究(三好)

は石炭は能率的に出ない。」(北海道炭鉱汽船株式会社神威炭鉱先山鉱員、小野寺安治談、昭和一八年六月一日「日本産業経済」紙、前掲、協定会「戦時労働事情」八六頁)ということである。

(8) 前掲、協定会「戦時労働事情」、八五頁。

(9) 昭和一七年一〇月一三日厚生省労働局長より労発第一五一二号をもって各鉱山監督局長宛に発せられた通牒によって、賃銀支払形態についてつぎのような指示が与えられた。

厚生省労働局長

各鉱山監督局長殿

石炭山労働者ノ賃銀ニ関スル件依命通牒

今般石炭増産対策トシテ石炭山労働者ノ勤続ヲ奨励シ稼働率並ニ能率ノ向上ヲ図リ以テ出炭能率ノ増嵩ヲ期スル為左記各項ニ依リ各鉱山ノ事情ニ照シ適切ナル給与ノ指導ヲナシ石炭増産上効果ヲ収メシムル様致度依命此段及通牒候

記

一 賃銀制度ノ合理化

1、基本給(保証給)ノ設定

鉱山労働ハ其ノ重筋労働タルノ性質上請負給制度ニ依ル場合ハ殊ニ年齢ヲ重ネ体力ノ衰亡スルニ從ヒ其ノ収入ハ減ズル傾向ニ在ルヲ以テ賃銀ノ不安定、生活不安ヲ齎シ延イテハ労働ノ定着性ヲ減損スル虞アリ

依ツテ一定年齢ニ達シタル時期ニ於ケル生活安定ヲ保証シ労働ノ定着性ヲ確保スル為左ノ方針ニ依リ賃銀制度ノ合理化ヲ為サシムル

コト

(イ) 請負給制度ニ依ル場合ハ基本給ヲ定メ之ヲ保証給トスルコト

(ロ) 基本給ニ付相当額ノ定期昇給ヲ為サシムルコト

(ハ) 団体請負ノ場合賃銀ハ其ノ相当割合ヲ各人ノ基本給ノ額ニ依リ按分セシムルコト

2、賞与ノ支給

定期賞与ヲ勤務成績ニ依リ相当ノ差等ヲ附シテ支給セシムルコト

3、精勤手当、勤続賞与ノ支給

精勤者又ハ相当期間勤続セル者ニ対シテ相当ノ精勤手当（一月ニ付キ標準報酬日額ノ二日分以内）勤続賞与ヲ支給セシムルコト

4、家族手当ノ支給

扶養家族ヲ有スル労働者ノ生活ヲ安定シ能率増進ヲ図ル為家族手当ヲ支給セシムルコト

二 臨時手当ノ支給

稼働率及能率増進ヲ図ル為増産期間中出炭量一噸当リ五十銭ノ範囲内ニ於テ臨時手当ノ支給ヲ認ムルコト

尚本件許可ニ当リテハ貴官限り御処理ノ上遲滞ナク鉱山名、鉱夫総数、関係鉱夫数、手当支給方法、手当一ヶ月支給見込額当

該鉱山ノ最近三ヶ月ノ毎日ノ鉱夫稼働率、移動率、鉱夫平均出炭量及賃銀支払額ヲ具シ当局ニ御報告相成度

(10) 拙稿「労働力政策に関する覚え書」立命館大学経済学会『立命館経済学』第一八卷第二・三号、七三頁。

2 産業再編成と雇用形態

日本資本主義の脆弱性の上に展開したその産業構造は、半封建的土地所有制における過小農的集約労働を基底として成立していた。したがってそのような産業構造は、零細資本の存在をゆるし、かつそれを内包しつつ再生産過程を継続してきたといえよう。

たとえば石炭産業にあっても、第一次世界大戦前後を比較すれば、大戦前の大正三年において五万噸以下の炭

第5表 規模別 産数・出炭趨勢

	30万 吨 以上			5万 吨 以上			5万 吨 以下			計		
	産数	出炭 千吨	同上%	産数	出炭 千吨	同上%	産数	出炭 千吨	同上%	産数	出炭 千吨	同上%
大正 3年	22	12,325	55.1	56	7,400	33.4	...	2,568	11.5	...	22,293	100.0
10年	27	14,492	55.2	52	6,725	25.8	...	5,004	19.0	...	26,221	100.0
昭和 4年	35	22,735	66.3	62	9,164	26.8	...	2,559	7.0	...	34,258	100.0
11年	39	27,146	64.9	84	11,971	28.6	...	2,686	6.5	...	41,803	100.0
14年	67.9	24.9	7.2	100.0

備考 1)昭和11年迄は『本邦産業趨勢』による
 2)柳瀬徹也『我国中小炭産業の従属形態』伊藤書店, 昭和21年, 35頁より

鉄は一一・五%であったものが、大戦後の大正一〇年には一九・〇%に増加し、この間四百万吨の生産増はその過半数の二百五十万吨を五万吨以下の規模の零細炭鉄によって負われていた。また恐慌期の昭和四年には、五万吨以下の零細炭鉄の出炭比率は七%に低下し、このように日本石炭産業はこの零細炭鉄の整理による合理化でもって恐慌をのりきろうとしたわけである。さらに昭和一年に六・五%まで低下した出炭比率も、戦争に入るや石炭の絶対量を確保しなければならなかったことにより、零細炭鉄の出炭は再び昭和一四年には七・二%へと回復したのである(第五表)。(1)

準戦時体制下の石炭増産は、当初そこでの跋行的軍需インフレーションに触発された大炭鉄の下請・支配下にあった中小零細炭鉄の簇出と、従来より蓄積されていた増産余力(=余剰生産力)とでまかなわれた。(2)この零細炭鉄の簇出が、半封建的土地所有制に規定された農村過剰人口に支えられていたことは明らかである。すなわち、日本石炭産業の生産機構や流通機構の特質にかかわって存在する身分的・従属的賃労働関係と苦汗労働の基盤はこの農村過剰人口とそれによって一層強められた集約労働であり、そのようなものとしての低賃銀労働であった。こうした賃労働関係の基底の上に展開する生産

機構は、戦時下における日本資本主義の脆弱性の破産によって、おのずから変化せざるをえなかった。日中戦争開始後二、三年で、中小・零細炭鉱はコスト高、低効率、低品位なることを露呈し、それがもつ増産余力としての限界を明らかにしたのである。すなわち日本資本主義の脆弱性は戦時下においてまず零細炭鉱において端的にあらわれたのである。それゆえ、戦時体制の強化の過程においては、大炭鉱の戦時増産体制が軌道にのり始めるや、またこれら大炭鉱増産体制確立の隘路であった労働力と資材の不足を生産力の再編成によって補うために、中小・零細炭鉱の整理と鉱区統合とが実施されたのである。

こうして実施された「高効率炭鉱重点主義」（昭和一四年）は、それまでの応急的な中小・零細炭鉱保護政策による増産対策をやめて、大炭鉱を軸とする増産政策へと転換したことを意味する。したがってまたかかる政策は、昭和石炭をとおして実施されることとなった。それは戦時軍需インフレーションのもとで、なお統制炭に利潤を保証するための合理化過程として進行することを意味した。このようなものとしての戦時体制下合理化は、(1)低生産力の零細炭鉱の整理、(2)その整理で節約された資材・労働力の大炭鉱への集中、(3)内地集約労働から植民地強制労働への転換を内容としつつ展開されたのである。⁽⁴⁾

大炭鉱への集中を促進した戦時下の合理化は、昭和石炭による統制を楨杓として進行することによって、石炭生産機構・流通機構の整備を結果したが、実際にはアウトサイダーの中小・零細炭鉱を残存させたし、また「高効率炭鉱重点主義」政策の実施による休・廃止と統合との形式的展開のかたわらで、実質的には中小炭鉱は大炭鉱の経営内部に吸収されて下請的關係を温存させ、またあるものは独立したものとして残存したのである。⁽⁵⁾ こうして日本石炭産業の戦時再編成は、けっしてそこでの基底をなしていた古い賃労働関係と労働形態とを消滅させ

るものではなかった。当時すでに大炭鉱では納屋制度は後退していたが、なお中小・零細炭鉱ではそれは原形のままないしは世話役制という形態で残っていた。このような仕組は、中小・零細炭鉱が大炭鉱に吸収された場合でも、その経営内部での下請関係の中に生き残っていたのである。

日本資本主義の脆弱性の破産における賃労働関係基底の変化と生産力再編成過程で、そのような古い賃労働関係が残ったことによって、不熟練労働力の強権的大量調達による強制労働はその基盤をあたえられたのである。そして、賃労働関係における基底をなす農業での危機の深化⁽⁶⁾において、その基底として植民地農業と国内民需産業とが組みこまれ、それらの破壊による労働力の強権的創出は戦時日本資本主義の再編される生産・流通機構での労働形態を制肘することになった。

このことは、石炭産業においては一つには植民地労働力の移入、二つには勤労報国隊の導入による労働力編成の質的逆転のもとでの増炭強制と、産業報国会運動を楨杆とする採炭第一主義⁽⁷⁾において労働強化が促進されたことを内容とした。しかしながら、その他方では戦時下の不熟練労働力導入の客観的基盤であった古い賃労働関係は、そこに強制労働を結実させつつもなお戦争末期の労働力の絶対的不足による労働力劣質化において、生産減退を契機としてその矛盾を露呈することになった。たとえば石炭鉱業での請負賃銀制度はそのような賃労働関係と労働形態の上に成立したものであるが、戦時下の生産崩壊過程で熟練坑夫と不熟練坑夫との矛盾を暴露した。それは直接には熟練坑夫と不熟練坑夫との間の賃銀分配をめぐる矛盾としてあらわれた。また、こうした矛盾にたいし、資本の側は、労働科学の適用による戦時労務管理体制の確立・強化⁽⁸⁾と、「職場死守」や「生産増強」の共通目標の強制によって権力的にそれを押しつぶそうとした。それはまさに権力によって強制された協調

的労使関係の中にこれらの矛盾を厳封することであり、そのことによって一切の矛盾は〇〇増産運動や〇〇達成期間と銘うった増産強行の継続の中で昇華せしめられたのである。そこには天皇制ファシズムにおける賃労働関係の特質が示され、そのことの内容としての全労働者の徴用工化、国民皆労（全般的労働義務制）が成立するのである。

第6表 炭 価 推 移

	磐城炭上一吨	北海道塊上一吨	九州上等塊一英吨
昭和11年	円 15.00	円 15.60	円 15.60
12年	15.50	16.50	16.50
13年	24.00	25.00	25.00

備考 1)但し各一年の卸売価格
2)小田正憲『日本採炭機構論』巖松堂書店昭和19年、165頁より

(1) 前掲、柳瀬徹也『我中国中小炭鉱業の従属形態』三五十六頁。

(2) 同書、一二〇頁。

(3) 第一次世界大戦後の一連の恐慌過程で石炭需要は激減し、石炭鉱業連合会（大正一〇年）による生産制限にかかわらず炭価は崩落した。そこで貯炭の増加はつづき、減産につぐ減産の結果、昭和六年には出炭は二、八〇〇万トンに低下した。こうした苦況のなかで石炭鉱業連合会による生産カルテルの実施のほかに、販売カルテルとしての昭和石炭株式会社が設立（昭和七年一月）された。それ以後景気の回復とともに市況ももちなおしたが、昭和九年の日鉄の誕生、同一年の電力国家管理案の上提、さらに基幹業の国家統制が進行する過程で、石炭の国家統制も課題にのぼらざるをえなかった。とともに昭和一二年戦争開始による軍需工業の拡大のなかで、昭和石炭は国家機関に代位する増産奨励機関へと変化し、連合会とともに石炭統制の重要な機構をなした。

昭和一三年三月には重要鉱山増産法が公布され、石炭増産は法律的にも推進されたが、同時に需要の著増のもとで炭価は急騰した（第六表）。こうしたなかで石炭統制は配給統制からさらに進むことが要請された。昭和一四年八月の石炭販売取締規則、昭和一五年の増産奨励金交付規則、新坑開発助成金ならびに石炭品位取締規則と統制法規が整備され、そうしたことと結びついて日本石炭株式会社（昭和一五年）と石炭生産の促進と配給機構の完成のために石炭配給調整規則の公布をみた。ここに昭和石炭と石炭連合会による統制のなおそれへの加盟以外の諸団体や非協定炭鉱による阻害的諸関係が、

第7表 炭鉱全労務者数の種別変動 (軍需省燃料局調)

年度別	生産高 (千t)	労 務 者 数 (人)							1人当り 出炭(t)
		一 般	短 期	朝鮮人	俘 虜	中国人	合 計	指 数	
11年度	41,803	198,346	—	—	—	—	198,346	100	211
12	45,258	216,493	—	6,203	—	—	222,696	112	203
13	48,684	255,645	—	7,989	—	—	263,632	133	185
14	52,409	282,838	—	10,181	—	—	293,019	148	179
15	57,318	288,604	—	34,337	—	—	322,941	163	178
16	55,602	288,846	—	44,097	—	—	332,953	168	(162)167
17	54,179	285,892	4,328	51,068	—	—	341,288	172	(154)159
18	55,539	251,070	9,393	107,141	2,006	—	369,610	186	(147)150
19	49,335	236,318	13,398	125,535	4,327	1,384	380,957	192	(122)130
20	22,335	232,555	21,336	124,025	9,719	9,077	396,712	200	(73)56
21	22,523	315,829	883	—	—	—	316,712	160	(67)71

備考 1)財団法人運輸調査局「石炭鉱業の展望」による
 2)労務者数は各6月末現在数で1人当出炭能率算定の基礎もこれによる。但し()内は年間平均労務者数による1人当り出炭額で昭和11.12.13の各年生産高は暦年による。
 3)朝鮮人中には本邦既住朝鮮人を含む。
 4)北海道炭鉱汽船株式会社「石炭国家統制史」435頁より

二戦時労働市場に関する研究(三好)

一一七 (四七三)

この日本石炭による一元的配給機構の成立によって一応解消したといえる(小田正意『日本採炭機構論』巖松堂書店、昭和一九年、一三二頁以降)。

(4) 昭和一八年から、朝鮮人労働者は急速に増加し、昭和一八年で全坑夫数の約三〇%に達し、以後もなおその比重は増加しつづけた。三菱飯塚炭鉱の場合は、昭和一四年初めて九六名の朝鮮人労働者が移入されて以来、次第にその員数は増加し、昭和一六年には全鉱員数の二〇%、翌一七年には二、〇〇〇人を超えて二九%を占め、昭和一九年夏には一、七〇〇人三八%までに達した(麓三郎『三菱飯塚炭鉱史』、昭和三六年、一六七―一八頁)。このように、不熟練の高熱重筋労働の相当部分が植民地労働者にたよるざるをえず、そこではもはや内地集約労働の補完的位置というより戦時強制労働の主要な担い手であったというべきであらう。

(5) タコ部屋、斥先掘、請負掘は基本的には下請関係の明白なる場合において存在するが、そのほか直営形式の場合でも、タコ部屋を別として「世話役制的な請負人側の去勢せられた形式」で残存していた。そうした世話役を労務課員に再編成したもののほか、相当多数の場合が世話役を中心とした身分的従属関係を固執しつつ、稼働の督励や宿泊・賄の請負、さらにそうした関係を基盤としての労務管理の補強に関与しているのである。そのほかに、炭鉱十人組、五人組制度ないし軍隊組織の移植と結合した労務管理(Ⅱ)

集団責任制)も、これらの古い身分的従属関係を前提とした世話役制度などを基盤に成立しえたのである(前掲、柳瀬徹也『我国中小炭鉱業の従属形態』一一七—一八頁)。

(6) 戦時食糧問題の激化は、そのことをとおして地主的土地所有制度・半封建的地代に抵触することになり、そこから土地問題を発生させた。その他方では生産逆条件の累積による農業生産の一般的縮小の進行過程で、経営の零細化と兼業化を急増させた(井上晴丸・宇佐美誠次郎『危機における日本資本主義の構造』岩波書店、昭和三五年、一五〇—二頁)。しかしながら、かかる農業縮小生産のもとでの農村プロレタリアート析出については、戦時食糧生産確保からくる限界があった。すなわちそれは、すでに過小農制が内包していた農村過剰人口を枯渇せしめ、いまや農業の縮小生産によってしか過剰人口を排出しえないことによる労働力確保と食糧生産確保との間の矛盾にほかならなかった。

(7) 採炭を強化するために、ある期間仕繰、掘進が中止されたり、事務職員の入坑はもとより、技術者、事務職員、坑夫を挙げたの採炭第一主義がとられた。しかしこのような採炭第一主義は、施設条件の悪化のなかでの未経験・不熟練労働者の坑内就労増加とかたよった作業によって、労働災害を激発させることにもなった。

(8) 三菱飯塚炭鉱では、先山養成や朝鮮人労働者訓練の徹底をはかるため、全鉱の採炭切羽にたいし精密なタイムスタディを実施した(前掲、麓三郎『三菱飯塚炭鉱史』一六八頁)。これは不熟練労働者大量投入における労務管理と労働力政策の一体化の一指標とみることができよう。

3 戦時失業構造と労働市場

準戦時体制での熟練労働力の不足は、戦時体制に入ると労働力の一般的・絶対的不足へと転化した。こうした労働力の一般的・絶対的不足が完全失業者を減少させたことは事実である。しかしながら、このことによって日本資本主義の急速な蓄積を支えていた失業構造——それは日本資本主義の脆弱性と深くかかわっていた——が全く消滅したことはなかった。それはすでにふれたごとく、古い賃労働関係の残存によって不熟練労働力大量導

第8表 経営耕地広狭別農家数（割合）

	3反未満	3～5反	5～10反	10～20反	20～30反	30反以上	計
昭和13 (1938)	千戸 % 1,777(34.4)		千戸 % 1,579(30.6)	千戸 % 1,438(27.9)	千戸 % 287(5.6)	千戸 % 79(1.5)	千戸 % 5,160(100.0)
16 (1941)	1,752(33.7)		1,610(30.9)	1,445(27.8)	313(6.0)	83(1.6)	5,203(100.0)
21 (1946)	1,251(22.9)	920(16.8)	1,767(32.3)	1,311(24.0)	186(3.4)	34(0.6)	5,469(100.0)

備考 1) 北海道・沖縄を除く内地全府県

2) 耕地を経営する農家のみをとる、耕地の下限については原資料参照

3) 1938年は農林大臣官房統計課「我国農家の統計的分析—昭和13年9月1日全国農家一斉報告—」(昭和14年9月)、1941年は農林省統計課「事変下我国農家の概観—昭和16年度夏期調査を中心として—」、1946年は同上「戦後に於ける我国農家及び農家人口」

4) 東畑精一、宇野弘蔵編「日本資本主義と農業」岩波書店、昭和39年、259頁より。

第9表 専業兼業別農業者数

	総数	専業	第一種兼業	第二種兼業
昭和16	5,498,826	2,303,901 (41.9) %	2,040,103 (37.1) %	1,154,822 (21.0) %
17	5,505,429	2,119,913 (38.5)	2,121,566 (38.5)	1,263,950 (23.0)
18	5,590,078	1,952,703 (34.9)	2,258,890 (40.4)	1,378,485 (24.4)
19	5,536,508	2,067,948 (37.3)	2,118,239 (38.3)	1,350,321 (24.4)

備考 1) 準農家数は除く

2) 沖縄をのぞく内地農業者数で、北海道をのぞいた場合よりは専業比率は高く第一種兼業比率は低くあらわれている。

3) 農林省総務局統計課「第二十一次農林省統計表」による。

入の基盤が準備されたほか、それらを半失業として利用する機構が存在していたことに関連してのことである。

(1) すなわち、失業構造としては農村過剰人口の問題がある。

戦時日本資本主義における農業危機は、農業縮小生産過程で過剰人口を排出し、その存在形態に相応した賃労働関係を生み、労働形態を規定した。半封建的過小農制は、戦時食糧増産奨励政策による見せかけの有利な状況のもとで、零細経営農家における兼業を増加させた(第八・九表)が、なかでも賃労働者化として進行し(第十表)、いわゆる「職工農家」を激増させた。

しかしながら、生産力の停滞した農業からの労働力供給は、戦時合理化による労働力の

第10表 兼業種類別兼業農家数

	自 営	賃 勞 者				
		鉱業賃労働	大工業賃労働	中 小 工 業 賃 労働	計	
昭和 16	第1種	931,814	34,779 (3.6)	116,832 (12.1)	112,993 (11.7)	968,377 (100.0)
	第2種	498,788	21,814 (4.1)	66,423 (12.5)	59,694 (11.2)	533,327 (100.0)
昭和 18	第1種	763,825	40,859 (3.2)	183,567 (14.4)	147,165 (11.5)	1,279,198 (100.0)
	第2種	500,507	30,303 (4.3)	103,747 (14.8)	83,752 (11.9)	702,116 (100.0)

- 備考 1) 北海道・沖縄をふくむ
 2) 大工業賃労働とは農家の世帯員中常時職工百人以上を使用する工場の労働に雇備されるものある世帯，中小工業賃労働とは農家の世帯員中常時職工百人未満を使用する工場の労働に雇備されるものある世帯をいう。
 3) 前掲，農林省総務局統計課「第二十一回農林省統計表」による。

絶対的需要拡大にたいしてはその限界を急速に露呈せざるをえなかった。その限界はまずなによりも農業生産の破壊としてあらわれた。そこで昭和一七年には農業生産保持のために離農統制をなさざるをえなくなったが、それにもかかわらず国民徴用令による農外流出はたえなかった。この農外流出は、農林省調査では昭和一五年頃をピークとして、それ以後は急速な減少をみせたが、なお敗戦まで流出はとまらなかつた（第十一表）。しかもこの流出は男子労働力および若年労働力が中心であり、あとにのこる農業労働力を劣質化して農業生産を一層困難なものとした。すなわち、この農業労働力の農外流出は、敗戦までの五年間に約二五万町歩の縮小（自然災害、宅地、工場、飛行場などへの農地の転換、労働力不足その他の理由による耕作放棄による縮小）と農業生産の減退（米の生産はそれほど減少しなかつたが、昭和一九年で戦前基準の九三・六％に低下し、米以外の作物、とくに養蚕や畜産においては減産が甚しかった）がみられたのである。

第11表 農業労働力の工業への移動数

(単位 100 人)

	男	女	計
昭和12年 (1937) 7月～昭和14年 (1939) 8月まで	310	130	440(209)
” 14年 (1939) 8月～ ” 15年 (1940) 2月 ”	200	100	300(600)
” 15年 (1940) 2月～ ” 16年 (1941) 2月 ”	250	90	340
” 16年 (1941) 2月～ ” 17年 (1942) 2月 ”	220	110	330
” 17年 (1942) 2月～ ” 18年 (1943) 2月 ”	240	140	380
” 18年 (1943) 2月～ ” 19年 (1944) 2月 ”	100	80	180
計	1,320	650	1,970

備考 1) () 内は年平均

2) 農林省調査

3) J. B. コーヘン 「戦時・戦後の日本経済」下巻35頁。

戦時労働市場に関する研究 (三好)

こうしたなかで昭和一六年度の労務動員計画で農業部門からの労働力は中止された。これは、第一次世界大戦を境とする日本資本主義の重化学工業化とその恐慌過程での合理化を支えてきたところの内地労働力による集約労働の基盤がその底の浅さを露呈し、以後植民地労働力の強制労働に移行せざるをえなくなったことをしめす第一指標であるといえよう。すなわち、この内地労働力の集約労働に支えられた日本資本主義の軍事経済構造は、農業生産を犠牲にし、自からその基盤を掘り崩すことよってのみ軍需生産を継続しえた。この農業の縮小生産をふくめて、生産力の再編成によってのみ軍需をまかなわざるをえないという日本資本主義の構造的矛盾は、まさに日本資本主義の脆弱性の破産を表現する以外のなものでもなかった。

このような再生産構造上の矛盾における農業からの労働力流出を補填するために、食糧増産報国推進隊(昭和一五年)、農業増産報国推進隊嚮導隊(昭和一六年)、食糧増産隊(昭和十八年)の結成による農業基幹労働力の培養と、学徒や一般市民の援農動員とにより、しかもそれまでの集約労働から強制労働への転化を超国家主義的精神運動によって押し

進めたのである。このように軍事経済崩壊下の日本資本主義の縮小生産における労働力流動（＝再配置）の中心は、この農業からの労働力の工業動員と都市劣質労働力の援農動員にはかならなかったのである。しかもかかる労働力再配置は農村および都市における失業者層なしにはありえないものである。とりわけ総動員計画の実施による都市失業層の形成が軍需産業拡張のための生産力再編成過程でなされつつ、かつそれら失業者層の存在が逆に軍需産業における戦時強制労働の一環を支えたのもあった。

(2)戦前の日本資本主義におけるもう一つの蓄積基盤は都市停滞失業者層であり、それら失業者の存在の上においてのみ中小・零細企業は存立しえていたといえよう。その意味では中小・零細企業問題は、日本資本主義にとっては失業問題にはかならなかったのである。

戦時下における総動員体制の強化は、この中小・零細企業を分解させることによって、都市停滞失業者層を流動化させ、それらを軍需工場に吸収していった。このような都市停滞失業者層の流動化は、中小・零細企業そのものにはたいする統制・整備過程として進行した。すなわち、戦時統制は資本の自主統制から国家の直接統制へと展開する中で強化されたが、非軍需産業、中小・零細企業の整備についても昭和一五年二月の経済新体制確立要綱発表後の主として業界の自主的措置ならびに国家の行政指導において始った。昭和一六年になって企業許可令（昭和一六年二月一日勅令一〇八四号）が制定され、ついで企業整備令（昭和一七年五月二三日勅令第五〇三号）が公布されるにいたって、はじめて法的根拠が明らかになったのである。この企業許可、企業整備の二勅令によって、それまで事業法その他で部分的に実施されていた事業、設備の許可制と強制処分命令が、形式上全産業にまでおよびうることになり、それは国家による産業統制として一画期をなすものであった。

第12表 中小商工業者の廃失業状況調（昭和18年1月末現在）

産 業	廃 失 業 者		転 失 業 の 者		合 計	
	業 主	被 備 者	業 主	被 備 者	業 主	被 備 者
工 業	3,322	6,351	7,106	16,174	10,428	22,525
商 業	9,681	10,246	46,514	29,332	56,195	39,578
交 通 業	42	348	344	640	386	988
其 他 の 産 業	114	300	298	224	412	524
合 計	13,159	17,245	54,262	46,370	67,421	63,615

備考 労働省編「労働行政史」第1巻、1183頁より。

戦時労働市場に関する研究（三好）

第13表 中小商工業者の廃失業者転職状況

転 職 先	人 員
軍 需 産 業	150,630
生 拡 及 附 帯 産 業	48,696
農 業	12,841
其 他 の 産 業	33,207
中 国 ・ 満 州 方 面 移 植	2,536
そ の 他	44,283
合 計	292,193

備考 1) 自昭和17年1月至昭和18年1月

2) 労働省編「労働行政史」第1巻1183頁より

また昭和一七年三月一〇日の閣議で「中小商工業者ノ整理統合及転業転換促進ニ関スル件」が決定され、それにもとづいて「小売業ノ整備ニ関スル件」（昭和一七年四月二一日）、「中小工業ノ整備ニ関スル件」（昭和一七年八月二一日）が閣議で決定された。このことは、これらの企業整備がなによりも基本的には都市停滞失業者層の流動化を企図したものであったことからして、当然国家の転廃業対策が実施されざるをえなかったが、それら対策は失業対策としてよりは労働力政策としての内容をもたざるをえなかった。

要転換者総数は七二万一、〇〇〇人と推定され、ほぼ昭和一八年三月頃までに整備をおわったといわれる。⁽²⁾ またこれら企業整備にともなう廃失業者の転・廃業対策費として、昭和一七年度一九五万円（別に生活援護費として一六六万円）、

昭和一八年度四一〇万円（別に生活援護費が三三二万円）、昭和一九年度三九六万円が予算計上された。その対策としては、中小商工業編成協議会設置と職業指導者斡旋、施設による職業補導、転職困難な者およびその家族にたいする生活援護のための授職施設（府県市町

村、社会事業団体設置）による授職、国民勤労訓練所による転職のための精神および肉体の訓練、また離職中二カ月を限度とする生活援護などであった。なお、国民職業指導所による転廃業関係取扱状況および転廃業の状況は上表のとおりであった⁽³⁾（第一二・一三表）。

(3)日本資本主義の脆弱性の破産としての戦時合理化における不熟練労働力の大量利用（『強制労働』）は、農村過剰人口と都市停滞失業者層を流動化することにおいて可能であったのである。さらにかかるものとしての戦時合理化における労働力の大量需要と応召者の激増などによる労働力の絶対的不足は、非労働力や潜在労働力までも広範に労働力化せずにはおかなかった。

この戦時下の老大な労働力需要を充足するために、昭和一四年度以降物資動員計画、生産力拡充計画、交通・電力動員計画などとともに総動員体制確立の一環としての労働動員計画が策定された。この計画によれば各年度の労務需要増加と減耗補充員数を、昭和一四年度一一〇万人、昭和一五年度一四七万人、昭和一六年度二二一万人と推定し、その対象を軍需産業、生産力拡充産業、同附帯産業、生活必需品産業、運搬、通信および国防土木建築産業の六産業とし、重点的・計画的な労働力充足をはかった⁽⁴⁾。かかる重点的・計画的充足のために、労働力流動制限（学校卒業者使用制限令」、「従業者雇入制限令」、「青少年雇入制限令」、「従業者移動防止令」など）、徴用制度の採用・拡充、勤労報国隊による労務提供などの諸施策がとられた。

すなわち、昭和一四年度労働動員計画では軍需の充足、生産力拡充計画の遂行、輸出振興、生活必需品確保を重点目標として約一一〇万人の需要を職業紹介機関をとおしての新規学卒者で充足することが計画された。そこでは充足労働力は新規学卒者におかれ、したがって労働力流動制限が統制の中心をなしていた。ところが昭和一

第14表 労務動員の経過状況

年度別	需 要 数	供 給 数	同 左 中 外 地 労 移 入 数
昭和14	1,095,000	1,139,000	85,000
15	1,470,000	1,540,000	88,000
16	2,210,000	212,000	81,000
17	1,967,800	1,967,800	120,000
18	2,396,300	2,396,300	170,000
19	4,542,000	4,542,000	290,000
20 (第1次)	3,893,956	3,698,976	不 詳

備考 労働省編「労働行政史」第1巻1091頁より

第15表 年度別徴用状況

区分 年度	計	陸 軍	海 軍	管 理
昭和14	850	850	—	—
15	221,085	500	220,585	—
16	928,567	40,734	164,151	723,682
17	469,388	14,298	133,392	321,698
18	283,558	9,863	79,881	193,814

備考 1) 昭和18年度は昭和18年8月までの分
2) 労働省編「労働行政史」第1巻948頁より

五年度になると新規学卒者の流動制限のみならず、未就職者や物動計画による離職者の雇傭、さらに外地労働者の移入などが計画され、職業紹介機関による調達（一七万四、六二四人）のほか軍関係作業庁への徴用（二二万一、〇〇〇人）が予定され、ここに労務動員計画はやや総合的なものとなった。さらに昭和一六年度計画になると、重要産業の要員充足、重要事業場への労務の重点的配置のために、労務給源の確保、女子労働力の動員強化が企図された。流動化された農村過剰人口や都市停滞失業者層とともに、また女子労働力をふくめた動員強化において、それらの労働力を再び臨時工や日傭労働者の位置において、すなわち都市停滞失業と同じ内容において再編

成する必要があった。昭和一六年度計画においては常時要員（工場、事業場における恒常的労働力たるもの）と臨時要員（農繁期の農業要員、短期間の土建要員、工場・事業場の一時的要員）との区別がされた。それは戦時失業構造というべきであろう。同時に徴用の対象範囲は拡大し、「国民皆労」化の進行は、そうした不熟練・未経験労働力の強制労働への転換・強化の過程をしめすものにはかならなかった。昭和一七年度以

降はさらに全国的規模での動員が計画され、労働員計画は国民動員計画へと拡充されるにおよんで、この戦時失業体系（Ⅱ構造）は維持・拡張された。なお昭和一八年度になると企画院の廃止とともに、動員計画は新設の軍需省に直轄されるにいたった。⁽⁵⁾ 昭和一八年度以降の労働力需要はさらに一段と増加した（第一四表）。一方国民徴用状況は、昭和一六年度を頂点にして以下急減した（第一五表）。それは労働力給源における枯渇化によるもので、徴用開始時では出頭要求者は徴用実数の約二倍半ないし三倍程度で所要員数をえられていたのが、回数をかさねるにしたがって未経験工で約三倍半、経験工になると四倍ないし五倍の出頭要求をしなければ所定員数の充足が不可能となった。⁽⁶⁾ こうして内地労働力による充足が困難となるにつれて、労働動員の範囲は植民地

第16表 敗戦時における労働動員状況

総計	13, 104, 269
徴用者数	6, 164, 156
動員学徒数	1, 927, 379 (農林業出動を含む)
女子挺身隊	472, 573
外地労務移入者	356, 890
その他一般従業員	4, 183, 271 (鉱・工・交通業)

備考 労働省編「労働行政史」第1巻1091頁より

労働力（不熟練労働者）、学徒、女子挺身隊、勤労報国隊と劣質労働力ないし潜在労働力、非労働力までにも拡大していったのである（第一六表）。

こうして戦時体制においては、労働市場は不熟練・未経験・劣質労働力の増大を強権的に行なうなかで拡大する。しかも労働動員における常時要員と臨時要員の区別、賃銀統制における日雇賃銀の制度的固定化などによって明らかになごとく、「国民皆労」による労働力流動は戦時失業構造を形成するものとしてあらわれ、したがって戦時労働市場はそのような内容のものとして存在し、「労務の稀薄化」現象をきわだたせたのである。

第17表 農林漁業労働力の流出形態

	昭和16年2月～昭和17年2月			昭和17年2月～昭和18年2月		
	男	女	計	男	女	計
通勤者	106,803	42,724	149,527	86,899	28,904	115,803
離村者	112,506	67,816	180,322	109,122	53,072	162,194
計	219,309	110,540	329,849	196,021	81,976	277,997

備考 1) 農林省「農村労働調整調査」
 2) 大原社会問題研究所「太平洋戦争下の労働者状態」167. 171頁より作成

- (1) 通商産業省編『商工政策史』第一卷、昭和三九年、五六八―五七一頁。
- (2) 労働省編『労働行政史』、第一卷、昭和三六年、一一八―二四頁。
- (3) 同書、九二〇頁。
- (4) 労働員計画については、同書九二三―四頁。
- (5) 同書、九四八頁。

(1) 恐慌過程での農民の階層別移動の情況は、男子では上層の移動が多く、女子では最初から下層の移動が多かった。それが準戦時・戦時体制へと移るにつれて、下層農家の移動が急速に増加し、女子については上層の移動を生みだした(野尻重雄『農民離村の実証的研究』岩波書店、昭和一七年、一二四―六頁)。こうした下層農家での労働力流出は、そうした労働力の存在にたよる上層農家の生産を困難にし、「以前にもまして自家労働の農業への緊縛化、農村への固着化を強化」(同書、一二六頁)せしめる。そうしたなかで、のもっぱら二・三男の流出であった(宇野弘蔵・東畑精一編『日本資本主義と農業』岩波書店、昭和三四年、第三章「産業労働者の形成と農家人口」参照)。農民移動が戦時下の労働市場拡大期に底をついたことにより、通動的流出形態をとらざるをえなかったであろう。それは昭和恐慌期の合理化の一典型形態たる「農村工業」(拙稿「国家独占資本主義のもとでの賃労働の一断面——農村工業を対象として——」鹿児島県立短大商経学会『商経論叢』第一六号、昭和四二年参照)にみられた農家余剰労働力の商品化の一般化形態にほかならなかった。

三 戦時体制下労働市場の諸機構

1 物資動員計画と経済統制

戦時労働市場に関する研究(三好)

軍事経済体制確立・強化のための戦時合理化は不熟練労働力の大量需要を生み出したが、それは蓄積の問題としては可変資本の累積という戦時生産崩壊過程における国家による利潤保証機構とかかわった特殊蓄積形態にかならなかつた。したがって戦時日本資本主義にとってのかかる蓄積を可能にするためには、なによりも労働力流動（『戦時失業構造』）化が必要であつた。しかもそのような蓄積がおこなわれるもては、賃銀の高低はもっと直接的に利潤に影響せざるをえなかつた。なぜなら、生産力の発展がみられるときには、賃銀の高低は必ずしも労務費の高騰とはならないからである。それゆゑ生産力の停滞ないし後退のみられる戦時下では、賃銀の絶対的引き下げがおこらざるをえなかつた。

かくて戦時合理化は、絶対的賃銀の低下をはかるためのものとしての戦時失業構造を成立させざるをえなかつた。そのためには、生産力再編成・統制を必要とした。この生産力の再編成・統制は、(1)軍事経済体制の強化のための日本資本主義の構造的矛盾（『脆弱性の表現』）克服、(2)そのことは賃銀統制のための基盤整備（『食糧統制』）にほかならず、そうした再編成・統制過程に随伴する労働力流動、そこでの戦時労働市場の成立において、この生産力再編成・統制としての経済統制こそ戦時失業構造形成の機構をなすものといふべきものであつた。

準戦時体制としての主要な課題は「生産力の拡充」にあつた。これが具体的にとりあげられたのは第一次近衛内閣の「財政経済三原則」においてであつたが、その実施は昭和十三年一月の「改訂四カ年計画」によつてであつた。軍需に関連する特定産業の生産力の短期間での拡張は強度の国家統制によらねばならなかつた。なぜなら、資本主義の全般的危機における生産力の一般的停滞と、そこでの軍事経済による価値廃棄の進行過程での拡張であつたからである。したがつて、既存生産力の再編成・統制による特定産業の生産力拡充たらざるをえなかつた。

ったのである。この生産力統制はそれまでの自主統制に継続するものとして実施されたが、この継続性においてこの統制が財閥・大企業を軸とする生産力再編成・統制にほかならなかったことを示している。このことはさきふれた昭和石炭の設立とそれがやがて配炭機構上果した役割において明らかである。こうして資本の自主統制組織は国家統制機構の中に組みこまれていった。⁽¹⁾ 国家統制機構は、(1)軍需工業動員法にもとづく軍需工業の国家管理、(2)各種事業法の制定、(3)物資別統制法の制定、(4)特殊会社の設立、(5)輸出入品等臨時措置法にもとづく生産命令や製造禁止、設備制限などをもって構成されていた。またこれらの統制機構は生産力拡充計画や物資動員計画の実施過程でのその各段階に対応して、立体化され強化されていったのである。またこのような生産力(産業構造)再編成・統制は、昭和一三年頃から急騰しはじめた物価にたいする対策がもはやたんなる物価対策では如何ともしがたいこと、すなわちこの物価の急騰は戦争経済の矛盾の発現であることから、国家による生産力統制や生産の管理にまで行かなければならなかったことを示すものであった。それは(1)食糧統制と賃銀統制——この点については別に筆を起すことにして本稿からは割愛する、(2)産業統制、具体的には物資動員計画実施のための諸機構、(3)この統制過程に随伴する労働力流動とその統制を内容とする。ここでは物資動員計画を中心にして論ずることにする。

物資動員計画の昭和一四年度計画は、軍需品の迅速なる充足にくわえて生産力の拡充、貿易振興、植民地開発を軸として立案された。⁽²⁾ またこの計画の実施のために、消費制限や資金調整をてとする産業再編成が意図され、昭和一二年頃を境として各種事業法が急速に整備された。すなわち、人造石油製造事業法(昭和二年八月一〇日法律第五二号、同一三年一月二五日起施行)、製鉄事業法(昭和二年八月二二日法律第六八号、同年九月二二日施行)、工

作機械製造事業法（昭和一三年三月三〇日法律第四〇号、同年七月一日施行）、航空機製造事業法（昭和一三年三月三〇日法律第四一号、同年八月三〇日施行）、造船事業法（昭和一四年四月五日法律第七〇号、同年二月一日施行）、軽金屬製造事業法（昭和一四年五月一日法律第八八号、同年九月二〇日施行）などが整備された。それは昭和九年の日本製鉄株式会社⁽¹⁾の成立、昭和一四年の電力管理法制定など日本資本主義の基幹部分の補強と一体となって戦時経済体制を形成した。この昭和一四年は、國家總動員法の具体化が急速に展開する時期で、いわば總動員体制の体系的成立がみられた年である。

昭和一五年度になると、戦争拡大の危機がせまったことを反映して、輸入力減少による生産力拡充計画の破綻がおこり、そのことと関連して昭和一六年度計画では縮小再生産による軍需産業の拡充を一層指向せざるをえなくなった。したがって物資動員計画はなにも民需の制限強化によって需給関係の調整をはかるほかなかつた⁽³⁾。輸出入品等ニ関スル臨時措置ニ関スル法律（昭和一二年九月一〇日法律第九二号）ならびに國家總動員法（昭和一三年四月一日法律第五五号）の発動による統制強化は、民需とりわけ中小・零細企業の切捨・整備過程として進行した。この企業整備は、物資動員（廃品・退職品さらに現用品の転換）や勞務動員（勞働力再配置）のための重要な環をなし、しかもこのように物資動員と勞務動員が一体化しているところに戦時國家独占資本主義の体制的特質がある。しかもそれはそこに今日の構造政策のもっとも典型的形態をみることができよう。

昭和一七年度計画は緒戦の占領地拡大により、そこからの輸入をみこんだ計画として前年度より拡張した計画となつたが、やがて戦局の悪化により、特に船舶激減が計画を破産させた。また昭和一八年度計画は前年度計画にたいし、増産の最大の目標とされた車輛・船舶用材と鉄鋼以外は供給力の激減がみこまれた。ことに衣料関係

は五割から六割の削減とされた。昭和一九年度以降では、やはり計画策定の見とおしすらない状態となった。

こうして戦時下の縮小再生産が進行する過程において、その過程に随伴しておこる労働力の流動こそ戦時労働市場を成立・拡張させたものにはかならなかった。しかもこの戦時労働市場は、ただ不熟練・未経験労働力の流動化ということで問題なのでなく、それが低賃銀——戦時強制労働とのかかわりにおける低賃銀——構造を再生産するものとしての労働力流動であることが問題なのである。そして物資動員計画の実施は、そのような労働市場形成のための機構の一端をになつたものにはかならなかった。

(1) 昭和一六年一〇月三〇日の重要産業団体令によって重要産業指定規則が制定され、鉄鋼統制会、石炭統制会をはじめとしてつぎつぎに統制会が設立された。この統制会の会長はそれまで各産業の自主統制の中心をなしていた独占大企業の社長クラスが退職して就任し、ヒューラーの役割を果たした。またこれら統制会は行政官庁職権委譲令(昭和一八年一月二一日勅令第二六号)、統制会社令(昭和一八年一〇月一八日勅令第七八四号)の公布施行によって、物資動員計画実施機構に包摂された。統制会が物資動員計画実施過程で労働力、資材、資金の割当による生産統制機能をもつことによって、結局は統制会を支配する財閥・独占大企業の蓄積を有利に展開せしめることとなった。またこの統制会の活動を阻害しがちであった軍工業会は兵器製造部門を組織したもので、財閥会社ほとんど加入しており、統制会より強力なものであったことから、戦時統制過程での財閥支配を強化するものとして機能した。しかし組織的には統制会と軍工業会の重複によって統制業務は混乱せざるをえない点もあった。

(2) とくにこの点が、青木企画院総裁の「十四年度物資動員計画、貿易計画および交通動員計画」と題する談話で強調された(通商産業省編『商工政策史』第一巻産業統制、昭和三九年、二〇六一七頁参照)。

(3) 普通鋼材を例にとれば、年度計画で昭和一五年度五二〇万トン、昭和一六年度四六五万トン、実績でそれぞれ四五六万トン、四三〇万トンとともに減少している。配当計画では軍需(陸・海軍)は年度計画で一二〇万トンから一八〇万トンに増加し、実績では一四四万トンから二〇二万トンへと増加している。この増加はその他への配当分の減少によって可能であった。なかでも軍関係充足軍需部分など実質的な軍需配当分のぞいた一般民需は、年度計画で八六万トンから五三万トンへと相対的・

一絶対的に圧縮された。このように民需の圧迫によってのみ軍需への配当拡充が可能であった（第一八表）。

2 労働力政策とダイリユーション

戦時合理化を支えた戦時失業構造の特質は、(1)半失業としての低賃銀形成と、(2)戦時体制下での日本資本主義の脆弱性の破産としてのダイリユーションとで示される。

第二次世界大戦前における日本資本主義では、半失業者層の

第18表 普通鋼材配当計画

防	一	輸	官	生	充	軍	昭和一六年度計画	
							一五年度計画	一六年度計画
空	民	出	需	産	足	需	三九%	三〇%
	需	原	備	力	軍		四	三
		材		拡	需		二九	三二
		料		充			六	六
				産			八	一
				業			一・三	四
							一・二	四
							〇・七	一

備考 各年度物資動員計画より作成

存在（たとえば都市停滯的失業）が、その低賃銀構造の基底を形成していた。いま臨時工を例にとれば、昭和九年の時点で三〇万人前後の臨時工が推定されていた。昭和九年一二月末現在の社会局調査によれば、労働者総数に対する臨時工の割合は特別工場の三三%、機械器具工場の二四・六%を筆頭にして、化学工業一二%、染色工場三・三%、飲食物工場・雑工場で〇・一%となっている。このことから、特別工場を別とすれば、臨時工問題の中心は機械器具工場などの労働集約型産業での問題であったといえよう。⁽¹⁾このような臨時工は、日本資本主義の脆弱性に深くかかわるものであり、それは戦時合理化過程においてもなお残存せしめられることが必要であった。すなわち、植民地型強制労働（低賃銀労働）を支える戦時失業構造の具体的現象形態として、この臨時工制度は戦時下において国家諸統制機構の中で維持されねばならなかったのである。

戦時縮小再生産過程における労働力流動化は、賃銀統制の制度的展開においてこれら半失業者層の低賃銀を制度的に維持することを含まざるをえなくした。すなわち、工場・鉱山労働者にたいする賃銀統制は、当初臨時・

日傭労働者の賃銀にまでおよんでいなかったことによって、これら臨時・日傭労働者の賃銀を高騰させ、常傭労働者との賃銀バランスを崩した。このことが常傭労働者の不満となり、移動・転業の原因に⁽²⁾すらなつた。そこで昭和一七年四月一日以後、新しい公定賃銀によって日傭労働者の賃銀が統制されるようになった。かくて賃銀統制は全面的な統制となるとともに、臨時・日傭労働者など半失業労働者層を制度的に承認することになったのである。

また、戦時失業構造の成立は、労働力の流動化過程として現象し、これら労働力の流動制限と労働力の適正配置を国家機構をとおして実施することによって、資本は労働力の調達費を国家に負担させることを実現した。この労働力配置を実施する機構整備は、昭和一三年の職業紹介法改正にはじまるといえよう。この改正職業紹介法のねらいは、職業紹介事業を国営化し、全国的に労働の適正配置をはかることと、それに関連して職業指導ないし職業補導、職業紹介事業をおこなうこと⁽³⁾にあった。労働力流動化の展開と職業紹介事業の国営・直轄化において、それは労務統制機構としての内容をもつものに転化したのである。このような労務統制機構の成立のもとで、学校卒業者使用制限令、従業員雇入制限令、国民徴用令、青少年雇入制限令、従業者移動防止令、国民勤労報国協力令など一連の労務統制法令が制定・施行されたのである。またこれら労務統制の実施にあたって、全労働者を把握するために国民登録制（国民職業能力申告令、医療関係者職業能力申告令など）が実施された。

これら統制機構は、戦時体制強化の過程では官民一体の体制をつくりだしていった。このような官民一体化の体制は、企業の生産責任制における「国家性」の賦与、強権的に維持された階級協調などを基盤にして成立したものにほかならない。具体的な官民一体化体制の形成は、昭和一八年三月一八日に制定された戦時行政特例法

（法律第七五号）にもとづく戦時行政簡素化過程において進行した。すなわち、厚生省は「統制会ニ対スル勤労行政職権委譲等ニ関スル件」（昭和一八年六月二九日勅令第五四六号）を公布し、これにより工場事業場技能者養成令のうち養成工の資格年令（一四歳以上一七歳未満）、教育程度（高等小学校、青年学校普通科卒）に関する特別許可、養成計画の認可、その他同令ならびに賃銀統制令にもとづく命令による職権のうち厚生大臣の指定するものおよびそれに関する報告徴収等の職権を移譲し、統制会関係の学校卒業者使用制限令、労務調整令の運用については統制会の意見をきくこととなつた。⁽⁴⁾この戦時行政簡素化により、これまで労務部職業課に属していた職業紹介、労務需給関係の業務も、それまでにすでに属していた思想、団体運動と労働条件の監督・管理などと同じように一切が警察部に移管された。すなわちそこに労務統制の強権的性格が示されるとともに、戦時強制労働体系としての機構の一端が示されているといえよう。また勤労働員業務については、戦局の激化にともなう動員強化のための機構整備として、国民動員連絡会議が設置された。

こうした労務統制機構の形成とともに、労務統制によって維持された戦時失業構造は、古い賃労働関係とそれによる労働形態として戦時合理化の内容をなした。しかし他方ではそのような賃労働関係と労働形態の軸となる熟練労働力の不足は、そのような労働形態の属する労働力編成を変化させずにはおかなかつた。このような労働力編成の弛緩に対処するために、職長制度の普及をはかつたり、産業報国会運動の推進によって補強がはかられました。しかしながらこのような補強では、急速にかつ絶対的過程として進行する労働力構成の劣質化が生産そのものを崩壊せしめることを阻止しえなかつた。

かかる戦時合理化に起因する「労働力の稀薄化」は、労務統制過程において進行した労働力流動化の特徴をな

すものであり、また「労働力稀薄化」としての労働力流動化が潜在労働力や非労働力を労働力化することで労働市場は急速に拡大した。したがって、この労働力流動化が「労働力の稀薄化」たることは、それが戦時合理化にもとづくことを意味するが、この不熟練労働力の大量利用が戦時合理化としてもつ意味は、それが国家による利潤保証機構の一環たることの位置においてであって、その意味では「労働力の稀薄化」（『ダイリニューション』）は、戦時国家独占資本主義での蓄積からむものとして理解されねばならないであろう。

この戦時下ダイリニューションが、潜在労働力・非労働力の労働力化として展開したことにおいて、とりわけ青少年労働力問題をおこしたのである。それは技能者としての養成の問題と体力（『作業力』）の問題をふくめた労働力陶冶の問題が人格形成までふくめた陶冶過程たらざるをえないところに、原蓄過程での幼少年労働と同質の問題があったといえるであろう。またこうした少年労働力は、工作機械工業や交通運輸通信業において多く使用され、職種についても偏りがちであるところからすれば、これら年少労働力は養成工的位置においてよりも低賃銀・不熟練労働力として固定的に使用されるものであることは明らかである。⁽⁵⁾

(1) 労働事情調査所編『臨時工問題の研究』昭和一〇年、二四―五頁。

(2) たとえば日本経済連盟会が昭和一五年一月にその会員とその他の当業者にもとめた経済統制についての意見の中で、「賃銀臨時措置令ニ依リ常備ノ熟練者ノ賃銀ハ制限サレ居ルニモ拘ラズ臨時雇備者ノ賃銀ハ益々上昇シツツアルタメ、常備者ノ不満ヲ誘致シ移動、転業者統出ス（陸運）」（『現行産業統制ノ欠陥並ニ改善意見要旨』通商産業省編『商工政策史』第一巻産業統制、昭和三九年、四三二頁）といふことがのべられている。

(3) 職業紹介法改正に相応じて民間の職業紹介事業にたいする統制が意図され、無料職業紹介事業規則、労務供給事業規則、労務者募集規則、営利職業紹介事業規則が同じ昭和一三年に制定された。

(4) 労働省編『労働行政史』第一巻昭和三六年、一〇〇六頁。

戦時労働市場に関する研究（三好）

(5) 労働科学研究所『労働科学研究所報告』第一部工業労働及労務管理第六冊「勤労青少年調査報告」第一報勤労青少年の就労状況に関する研究参照。

四 結 語

戦時体制下の労働力流動化現象のもつ戦時日本国家独占資本主義体制における資本蓄積上の意味において、今日支配的な(現代)労働市場論にたいする批判視角を確認しうる。したがって、以上のごとき視角をもって(現代)労働市場論、とりわけ「賃労働理論」からくる労働市場論批判がとりあげられるが、それは本稿の続編における主題としよう。

また、戦後、とくに今日における労働力流動化のもとの失業構造の解明にとつて、この戦時労働市場の解明は、それが国家独占資本主義体制の一機構としての労働市場たることにおいて、そこでの分析の方法はなお今日の錯綜した機構としての労働市場の分析のための一視角を示唆しうるのであらう。

一九七〇、二、一七未完

〔あとがき〕 脱稿した後で、加藤佑治氏の労作『日本帝国主義下の労働政策——全般的労働義務制の史的分析——』を手にした。戦時強制労働(全般的労働義務制)の機構的分析としてはともかく、戦時失業構造分析を中心とする小稿としては敢てふれることはしなかった。